

鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域住民の身近で起きる犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止するため、鳥取県内において地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体（以下「自治組織等」という。）が街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置するために要した経費の全額又は一部に対して補助金を交付することにより、防犯カメラの設置促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の額は切り捨てる。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付条件)

第4条 県は、本補助金の交付を決定するときは、次に掲げる事項を補助金交付の条件とするものとする。

(1) 鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付ガイドラインに基づき、次に掲げる事項に関する管理・運用規程を定めること。

ア 防犯カメラの設置目的

イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者の指定

ウ 防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示

エ 撮影された画像の保管場所、保存期間等の管理

オ 撮影された画像の利用及び提供の制限

カ 保守点検

キ 秘密の保持

ク 個人情報保護法等の遵守

ケ 補助金交付の決定以降の各種問合せ、苦情等への全ての対応

(2) 買い取りによる防犯カメラであること。

なお、防犯カメラは、夜間でも鮮明に撮影可能な性能を有するものとする。

(3) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラ設置団体の名称並びに「街頭防犯カメラ作動中」等と記載したプレートを設置し、周知を図ること。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。

(5) 防犯カメラの機能を維持するため、定期的に保守点検を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱及び県が規定する「防犯カメラの設置及び運用に関する

指針」の定めに従うこと。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請期間は、令和8年9月1日から令和8年10月30日までの間とする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付申請の審査及び交付決定の時期等)

第6条 本補助金申請の審査は、交付申請を受けた日から行い、必要に応じて、現地調査を行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定は、令和8年11月20日までにを行うものとする。
- 3 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 別表1の第5欄に定める変更の承認は、変更申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(設置完了報告)

第8条 規則第14条の規定に基づき、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、防犯カメラの設置を完了した際には、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課まで、速やかに報告すること。ただし、報告にあつては、口頭、文書の別は問わないものとする。

(事業完了の確認検査)

第9条 県は、前条の報告を受けた後、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているか様式第4号により、確認検査を行い、規則第16条第2項の規定に基づき、検査の結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、以下のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 第9条による事業完了の確認検査の完了日又は事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 補助事業等の完了予定年月日の属する年度の2月末日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、6年とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 本補助金により取得した機械及び器具等
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 財産の処分に関する承認は、申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(財産の処分に係る補助金の返還)

第12条 補助事業者が規則第25条第2項の規定に基づき、知事の承認を得て財産の処分をする場合において、知事が補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより得る収入の全部又は一部に相当する額及び補助金額の全部又は一部を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(額の確定)

第13条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、様式第5号によるものとする。

(申請回数)

第14条 本補助金の利用は、同一の自治組織等について、別表1の第1欄に掲げる補助事業ごとに1回に限るものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第15条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(画像情報の提供等)

第16条 補助事業者は、犯罪捜査等のため、警察からの捜査協力依頼を受けた場合は、防犯カメラ画像の提供等の必要な協力に応じなければならない。

(提出書類の部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、事業を行う鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県警察本部生活安全部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月31日から施行する。

(申請期間等の延長)

2 申請期間内に補助金の上限額に達しない場合は、第5第1項に定める申請期間等を延長することもあり得る。

別表 1（第 3 条、第 7 条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
次に掲げる要件を全て満たす事業 ○鳥取県内に設置されるもの ○鳥取県内において新たに防犯カメラ（録画機能があるものに限る。）を設置する事業であること ○個別の犯罪抑止ではなく、地域全体の犯罪抑止、子どもや女性等の安全を守る目的で設置されるもの ○特定の場所に継続的に設置する防犯カメラであり、撮影された画像のうち、道路、公園等の不特定多数の者が利用する場所の画像の面積が概ね 2 分の 1 以上を占めるものであること ○他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと	○鳥取県内に所在する自治組織等であること ※町内会、自治会、町会、区会、区、自治協議会、まちづくり委員会、商店街組合等	○防犯カメラ（録画媒体及び附属品等を含む一式。）の購入及び設置費用 ○防犯カメラの設置を示すプレートの購入及び設置費用 ※防犯カメラ 1 台の上限額 25 万円（ただし、維持管理費や地代、占用料等の運営に要する費用を除く）	自治組織等の補助対象経費の 4 分の 3 以内とし、75 万円を上限とする（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）。 ただし、別表 2 に定める区域については、補助率を補助対象経費の 10 分の 10 とし、自治組織等当たり 100 万円を上限とする（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）。	交付目的の達成に支障が生じる、又は事業効率の低下をもたらす事業計画の変更

別表2 補助率を定める区域（警察が指定する重点区域）

市	区域内の町名等
鳥取市	今町一丁目、今町二丁目、永楽温泉町、戎町、扇町、桶屋町、御弓町（ただし、県道若葉台東町線より西側）、鍛冶町、片原一丁目（ただし、県道田島片原線より南西側）、片原二丁目（ただし、県道田島片原線より南西側）、片原三丁目（ただし、県道田島片原線より南西側）、片原四丁目（ただし、県道田島片原線より南西側）、上魚町（ただし、県道樗谿神社線より南西側）、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、瓦町、行徳一丁目、行徳二丁目（ただし、県道西町鳥取停車場線より南東側）、興南町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目（ただし、県道伏野覚寺伏野線より南側）、湖山町東一丁目、湖山町東五丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南五丁目（ただし、大学付属通りより東側）、幸町、栄町、職人町、新町、末広温泉町、大工町頭（ただし、県道樗谿神社線より南西側）、寺町、天神町、富安一丁目、富安二丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、東品治町、庖丁人町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、南町（ただし、県道西町鳥取停車場線より南側）、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目（ただし、県道若葉台東町線より西側）、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元大工町（ただし、県道樗谿神社線より南西側）、元町、弥生町、吉方、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目（ただし、県道若葉台東町線より西側）、吉方町一丁目（ただし、県道若葉台東町線より西側）、吉方町二丁目（ただし、県道若葉台東町線より西側）、若桜町
倉吉市	上井、上井町一丁目、上井町二丁目、伊木、大平町、海田西町一丁目、海田西町二丁目、海田東町、海田南町、河北町、天神町、福庭町一丁目、福庭町二丁目、八屋、山根
米子市	朝日町、岩倉町、尾高町、皆生六丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、加茂町一丁目（ただし、国道9号より東側）、加茂町二丁目（ただし、国道9号より東側）、久米町（ただし、国道9号より東側）、糒町一丁目、糒町二丁目（ただし、国道181号より南側）、紺屋町、塩町、新開一丁目、新開三丁目（ただし、1番及び2番のみ）、末広町、大工町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、茶町、寺町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、中町（ただし、国道9号より東側）、灘町一丁目（ただし、主要地方道米子境港線より東側）、灘町二丁目（ただし、主要地方道米子境港線より東側）、灘町三丁目（ただし、主要地方道米子境港線より北東側）、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、西倉吉町、西福原一丁目、花園町（ただし、主要地方道米子境港線より北東側）、東倉吉町、東町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、日野町、富士見町二丁目（ただし、国道181号より南側）、法勝寺町、万能町、明治町、弥生町、四日市町、米原、米原一丁目（ただし、県道両三柳後藤停車場線より東側）、米原二丁目（ただし、県道両三柳後藤停車場線より東側）、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目（ただし、県道両三柳後藤停車場線より東側）
境港市	相生町、朝日町（ただし、県道境港線より西側）、栄町、京町、末広町、大正町、中町、浜ノ町（ただし、県道米子空港停車場線より北側）、東本町（ただし、県道境港線より西側）、日ノ出町、本町、松ヶ枝町、明治町（ただし、境132号線より北側）、元町（ただし、境132号線より北側）

様式第 1 号（第 5 条、第10条関係）

鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業計画（報告）書

1 事業概要

事業実施者	※ 添付資料参照
事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
事業の目的	
事業計画（実績）の概要	設置場所 街頭防犯カメラ 台 設置 予定 ・ 済み 事業費（税抜き） 円（うち補助金使用額 円） ※ 添付資料参照

（注）事業費は、鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の別表 1 に定める補助対象経費に該当する費用を記載すること。

2 交付申請額の算出方法

内容	区域 (補助率)	補助対象経費 (税抜き)	交付申請額 (税抜き)
街頭防犯カメラ設置費用	☐ 重点区域 (10分の10)	①	①
		②	②
		③	③
		④	④
		⑤	⑤
	☐ 重点区域以外 (4分の3)	合計 円	合計 円

（注） 1 防犯カメラごとに税抜きの金額を記載すること。
2 補助対象経費は、要綱別表 1 に定める補助対象経費に該当する費用を記載すること。
3 交付申請額は、補助対象経費に要綱の別表 2 に定める区域に応じた補助率を乗じて得た額を記載すること。（1,000未満の端数は切捨て）
上限は、防犯カメラ 1 台につき25万円までとし、複数台の防犯カメラを設置する場合の合計金額は、1 つの自治組織等につき、重点区域は100万円まで、重点区域以外は75万円までとする。

【添付資料】

交付申請時

- ① 自治組織等の規約及び役員名簿（役員に係る住所、生年月日が記載のもの）
- ② 防犯カメラの設置に要する費用の見積書の写し
- ③ 設置する防犯カメラの仕様が分かる図面、カタログ等
- ④ 防犯カメラ及び表示板を設置する場所の現況写真
- ⑤ 防犯カメラ及び表示板を設置する場所の図面
- ⑥ 反社会的勢力排除に関する誓約書

実績報告時

- ① 防犯カメラの設置に要した費用が支払われたことを証明する領収書等の写し
- ② 防犯カメラ及び表示板を設置した後の現況写真
- ③ 防犯カメラ及び表示板を設置した場所の図面
- ④ 防犯カメラで撮影した画像の写真（撮影範囲を明らかにするもの）
- ⑤ 防犯カメラの管理規定の写し
- ⑥ 法令等に基づく許可を証明する書類の写し（許可が必要な場合）
- ⑦ 設置場所所有者等の同意書の写し

鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業収支予算（決算）書

1 収 入

項 目	予算（決算）額	備 考
県費補助金	円	
計	円	

2 支 出

項 目	予算（決算）額	備 考
防 犯 カ メ ラ 購 入 費 用 （ 付 属 品 を 含 む ）	円	
防犯カメラ設置工事費用	円	
プ レ ー ト 購 入 費 用	円	
プレート設置工事費用	円	
その他	円	
計	円	

令和 年 月 日

様

鳥取県知事



鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付の申請書で申請のあった鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（令和8年8月31日付鳥生企発第628号生活安全部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第9条関係）

完 了 確 認 検 査 調 書

1 事業名
鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業

2 検査場所

3 検査員職氏名

4 補助申請者
(代表者)
役 職
住 所
氏 名

5 立会人氏名

6 検査年月日
令和 年 月 日

7 検査所見

上記のとおり検査をしました。
令和 年 月 日

検査員職氏名

鳥取県知事 平井 伸治 殿

番 号
年 月 日

様

職氏名

鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、 年 月 日付けで実績報告が提出されたこの補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第 1 項の規定に基づき通知します。（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額